

## 令和6年度福島県立中学校入学者選抜における 自己申告書の提出について

自己申告書を提出しようとする志願者は、以下をよく読んだ上で提出してください。

- 1 自己申告書を提出できるのは、小学校第5学年又は第6学年において、下の①又は②に該当する者です。
  - ① 不登校による欠席日数が1年間で30日以上の者  
(ただし、不登校による欠席日数が30日未満であっても希望する者は提出することができます。)
  - ② 保健室等登校の日数が1年間で30日以上の者  
(ただし、保健室等登校の日数が30日未満であっても希望する者は提出することができます。)
- 2 自己申告書の提出を受けた県立中学校長は、提出された自己申告書を選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱うこととなります。
- 3 自己申告書は、様式欄外の「記入上の注意」をよく読んで記入してください。
- 4 自己申告書に記入したら、封筒に入れて厳封し、県立中学校長あて親展と封筒に表書きして、出願時に同封して提出してください。